証券コード　4346
令和元年12月２日

株　主　各　位

東京都渋谷区桜丘町２０番４号
ネクシィーズスクエアビル
株式会社ネクシィーズグループ
代表取締役社長　　近藤　太香巳

第30期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第30期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、お手数ながら同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、令和元年12月16日（月曜日）午後６時30分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　　時　　令和元年12月17日（火曜日）午前10時00分
（受付開始時間は午前９時30分を予定しております。）

２．場　　所　　東京都渋谷区桜丘町20番４号
ネクシィーズスクエアビル　３階大会議室
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

３．会議の目的事項

報 告 事 項　１．第30期（自　平成30年10月１日　至　令和元年９月30日）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第30期（自　平成30年10月１日　至　令和元年９月30日）計算書類報告の件

決 議 事 項
第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件
第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件
第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
第６号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件

以　上

◎　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
◎　次の事項につきましては、法令及び当社定款第13条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレスhttps://www.nexyzgroup.jp）に掲載しておりますので、株主総会招集ご通知提供書面には記載しておりません。
従いまして、本招集ご通知の提供書面は、監査報告を作成するに際して、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。
①　連結計算書類の連結注記表　②　計算書類の個別注記表
◎　株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト（アドレスhttps://www.nexyzgroup.jp）に掲載させていただきます。

（提供書面）

事　業　報　告

（自　平成30年10月１日
至　令和元年９月30日）

１．企業集団の現況に関する事項

⑴　当連結会計年度の事業の状況

事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国の経済は、雇用・所得の改善や設備投資が堅調に推移し、緩やかな回復基調で推移いたしました。一方で、海外においては米中貿易摩擦の激化や長引く英国のEU離脱問題、東アジアでの地政学リスクの高まり等の先行き不透明な世界経済に対する懸念から、為替・株式市場においても不安定な状況が続いております。また、GDP伸び率は、令和元年７月～９月に速報値で0.1％増となり、消費者物価指数（生鮮食品除く）は、前年同月比0.3％～1.0％の間で推移いたしました。

このような状況の下、当社グループでは、LED照明等の設置工事費用を含めた初期投資オールゼロで、顧客に最新の設備を導入できる「ネクシィーズ・ゼロシリーズ」（以下、「ネクシィーズ・ゼロ」）の提供に注力しております。

これらの結果、売上高18,412百万円（前年同期比9.1％増）、営業利益2,064百万円（前年同期比7.3％増）、経常利益2,168百万円（前年同期比11.7％増）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は1,516百万円（前年同期比20.8％減）となりました。

事業別営業概況は次のとおりであります。

	ネクシィーズ・ゼロ事業	電子メディア事業	計	調整額	連結
売上高（百万円）	15,458	2,954	18,412	△0	18,412
営業利益（百万円）	2,838	393	3,231	△1,167	2,064

（注）調整額は、セグメント間取引、全社費用等であります。

当連結会計年度における報告セグメントの概況は次のとおりです。
なお、当連結会計年度より、従来の「エネルギー環境関連事業」の名称を「ネクシィーズ・ゼロ事業」に変更しております。また、当該変更は名称変更のみであり、セグメント情報に与える影響はありません。

［ネクシィーズ・ゼロ事業］
ネクシィーズ・ゼロ事業では、「ネクシィーズ・ゼロ」及び「ネクシィーズ電力」の提供、利用者獲得業務及びLED照明等の販売を行っております。
当連結会計年度においては、引き続き主力サービスである「ネクシィーズ・ゼロ」の提供に注力いたしました。具体的には新規顧客開拓に重点を置いた営業体制の強化や、既存顧客からの紹介促進等を行ってまいりました。また、顧客のニーズに合わせてネットワークカメラや喫煙ブース等の新商材を追加し、取引機会の拡大を図ってまいりました。
そのほか、「ネクシィーズ・ゼロ」のスキームを活用することで、高額な初期投資不要で出店が可能となる定額制セルフエステスタジオ「BODY ARCHI（ボディアーキ）」では店舗数が７店舗（直営２店舗、パートナー５店舗）まで拡大し、出店数が順調に増加いたしました。
一方で、平成31年４月に新入社員が入社し、人員が大幅に増加いたしました。また、新入社員の受入れに先立ち、支店の移転・増床を行ったことで賃借料等が増加したほか、人員の増加に伴い人件費、交通費が増加いたしました。
これらの結果、ネクシィーズ・ゼロ事業は、売上高15,458百万円（前年同期比11.2％増）、営業利益2,838百万円（前年同期比17.3％減）となりました。

［電子メディア事業］
電子メディア事業では、企業プロモーション支援を目的として、インターネットを主とした各種サービスを提供しております。
当連結会計年度の電子雑誌業務では、主力電子雑誌「旅色」において、リアルイベントの開催や全国の書店・コンビニエンスストアなどで初の書籍販売を実施し、認知度の向上と広告収益の最大化のため媒体力の強化を図ってまいりました。さらに、平成30年12月にWEBメディアを運営する株式会社CrowdLab（クラウドラボ）（旧株式会社Dugong（ジュゴン）（注））を取得し、連携を開始いたしました。また、地方自治体とのタイアップ誌は当連結会計年度において新たに12誌を発行し、好調に推移しております。

ソリューション業務では、WEBサイト制作業務及びECサポートサービスが好調に推移いたしました。また、パートナー企業との連携による販路拡大と業務受託売上の増加に努めております。

これらの結果、電子メディア事業は、売上高2,954百万円（前年同期比0.7％減）、営業利益393百万円（前年同期営業損失347百万円）となりました。

（注）平成31年１月に商号変更しております。

⑵ 設備投資の状況

当連結会計年度につきましては、特記すべき事項はありません。

⑶ 資金調達の状況

当社においては、長期的な当社グループの業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、安定的な資金調達手段を導入し、財務の健全性を確保するとともに、事業環境の変化に即応した施策の実行を可能にすることを目的として、取引金融機関４行と、総額1,700百万円のシンジケートローン契約を締結しております。なお、当連結会計年度末におけるシンジケートローンの借入金残高は850百万円であります。

そのほか、当連結会計年度において、金融機関５行より長期借入金1,300百万円の資金調達を行いました。

⑷ 対処すべき課題

a. 営業体制の強化

当社グループでは、毎年新卒採用により営業人員を増員しております。そのため、経験豊富な社員との営業同行や成功事例の共有、各種研修の実施等により社員教育を強化してまいります。また、既存顧客や金融機関との連携を深め、新たな顧客紹介を促進していくことで、より高い成長を目指してまいります。

b. 事業領域の拡張

当社グループでは、ネクシィーズ・ゼロ事業において「ネクシィーズ電力」の契約数の増加や、定額制セルフエステスタジオ「BODY ARCHI(ボディアーキ)」の出店拡大により設備導入が増えることで、次期以降の事業収益にも貢献していくことが予想されます。

今後も関連ビジネスへの参入やビジネスモデルを他分野にも活用していくことで事業領域を拡張し、新たなビジネス機会を創出してまいります。

c. 経営体制の強化

当社グループでは、拠点や従業員の増加、新規ビジネスの開始、海外（台湾）への進出やM&Aの実施など、ビジネス領域が拡張傾向にあります。そのため、それぞれの部門での独立採算による収益管理を強化し、各責任者に職責を持たせ、効果的なオペレーティング体制を整備していくとことで、経営体制を強化してまいります。

⑸ 企業集団の財産及び損益の状況

区　　分	第 27 期 (平成28年９月期)	第 28 期 (平成29年９月期)	第 29 期 (平成30年９月期)	第 30 期 (当連結会計年度) (令和元年９月期)
売　上　高（百万円）	14,062	16,048	16,873	18,412
経　常　利　益（百万円）	1,717	2,269	1,941	2,168
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	1,215	1,767	1,913	1,516
１株当たり当期純利益（円）	97.56	142.77	151.45	117.86
総　資　産（百万円）	12,071	14,087	14,422	14,875
純　資　産（百万円）	7,353	8,046	8,570	8,185
１株当たり純資産額（円）	395.84	435.00	556.37	470.81

（注）１株当たり当期純利益は、自己株式数控除後の期中平均発行済株式数により算出しております。

⑹ 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社ネクシィーズ	100百万円	100.0%	LED照明等の設備導入サービス「ネクシィーズ・ゼロ」の利用者獲得業務及びＬＥＤ照明等の販売
株式会社ネクシィーズ・ゼロ	5百万円	100.0%	LED照明等の設備導入サービス「ネクシィーズ・ゼロ」及び「ネクシィーズ電力」の提供
株式会社ネクシィーズ・ワン	58百万円	95.7% (95.7%)	LED照明等の設備導入サービス「ネクシィーズ・ゼロ」の利用者獲得業務及びＬＥＤ照明等の販売
株式会社ブランジスタ	621百万円	48.1% [3.1%]	インターネットコンテンツの企画・編集・制作及びインターネットを活用した販売促進支援
博設技股份有限公司	830万新台湾ドル	100.0% (48.1%)	EC事業への進出支援
株式会社CrowdLab	7百万円	100.0% (48.1%)	WEBメディア運営

（注）1．議決権比率の（ ）内は、間接所有割合であり内数であります。また、議決権比率の［ ］内は、緊密な者または同意している者の所有割合であり外数であります。
2．株式会社CrowdLabを平成30年12月20日付で新たに株式を取得したことにより、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。
3．株式会社ブランジスタゲーム（商号変更前）は令和元年７月１日に株式会社ネクシィーズ・ワンに商号変更しております。
4．当事業年度末日において特定完全子会社はありません。

⑺ 主要な事業内容（令和元年９月30日現在）

事業区分	事業内容
ネクシィーズ・ゼロ事業	LED照明等の設備導入サービス「ネクシィーズ・ゼロ」及び「ネクシィーズ電力」の提供、利用者獲得業務及びLED照明等の販売
電子メディア事業	電子雑誌の広告掲載及び制作受託 製品・サービスの販売促進、ノウハウや技術の提供、コンサルティング業務

⑻ **主要な事業所**（令和元年９月30日現在）

会　　社	本社または営業所	所　　在　　地
当社	本社	東京都渋谷区桜丘町20番４号 ネクシィーズスクエアビル
株式会社ネクシィーズ	本社	東京都渋谷区
	営業所	札幌、仙台、静岡、名古屋、金沢、大阪、広島、高松、福岡、那覇
株式会社ネクシィーズ・ゼロ	本社	東京都渋谷区
株式会社ネクシィーズ・ワン	本社	東京都渋谷区
株式会社ブランジスタ	本社	東京都渋谷区
	営業所	札幌、仙台、名古屋、大阪、広島、高松、福岡
博設技股份有限公司	本社	台湾台北市
株式会社CrowdLab	本社	東京都渋谷区

⑼ **従業員の状況**（令和元年９月30日現在）

① 企業集団の従業員の状況

セグメントの名称	従業員数（名）
ネクシィーズ・ゼロ事業	541 (95)
電子メディア事業	264 (28)
全社（共通）	38 (86)
合計	843 (209)

（注）１．従業員数は、就業人数であります。
２．従業員数欄の（外書）は、臨時従業員の年間平均雇用人員であります。
３．従業員数が前連結会計年度に比べ、112名増加しております。これは主に、当連結会計年度において、ネクシィーズ・ゼロ事業の事業拡大に伴い人員を増員したことによるものです。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
38名	4名増	33.56歳	7.47年

（注） 上記従業員のほかに、臨時従業員86名（年間平均雇用人員）を雇用しております。

⑽ **主要な借入先の状況**（令和元年９月30日現在）

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	530百万円
シンジケートローン（注）	850百万円

（注） シンジケートローンは、株式会社三井住友銀行を幹事とする４行（三井住友信託銀行株式会社、株式会社東日本銀行、株式会社千葉銀行）の協調融資によるものです。

2．会社の状況

⑴ 株式の状況（令和元年９月30日現在）

① 発行可能株式総数　53,654,560株
② 発行済株式の総数　13,413,640株
③ 株主数　10,559名
④ 大株主

株主名	持株数（株）	持株比率（%）
近藤太香巳	4,553,980	35.33
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,020,000	7.91
ネクシィーズ従業員持株会	908,600	7.05
一般社団法人ＨＤＰ	700,000	5.43
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG/JASDEC/FIM/LUXEMBOURG FUNDS/UCITS ASSETS	580,000	4.50
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	313,300	2.43
株式会社ＳＢＩ証券	284,769	2.21
大前成平	226,030	1.75
山本司	179,730	1.39
山沢滋	155,500	1.21

（注）１．当社が保有している自己株式は522,951株ですが、株主名簿上の自己株式数は523,161株であります。
２．持株比率は株主名簿上の自己株式523,161株を控除して計算しております。
３．株主名簿上の自己株式523,161株は、上記大株主からは除外しております。

⑵ 会社の新株予約権等に関する情報

① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（令和元年９月30日現在）

該当事項はありません。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

③　その他新株予約権等に関する重要な事項（令和元年９月30日現在）

上記①、②のほか、当社及び当社子会社の取締役、監査役及び従業員に対して、以下のとおり、ストック・オプションとして新株予約権を発行しております。

	第４回新株予約権	第６回新株予約権
発行決議日	平成26年３月４日	平成27年12月25日
新株予約権の数	102個	6,319個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 10,200株（注）１	普通株式 631,900株（注）１
新株予約権の払込金額	１個当たり　1,400円	１個当たり　909円
新株予約権の行使期間	平成27年１月１日より 令和元年12月31日まで	平成29年１月１日より 令和３年12月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格　1,070円 資本組入額　535円	発行価格　715円 資本組入額　358円
新株予約権の行使の条件	（注）２	（注）３
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	
保有状況	当社及び当社子会社の取締役、監査役及び従業員 43名	当社及び当社子会社の取締役及び従業員 18名

（注）１．本新株予約権１個につき目的となる株式の数は、100株とする。

２．新株予約権行使の条件に関する事項は以下のとおりであります。

①　新株予約権者は、当社が金融商品取引法に基づき提出した平成26年９月期の有価証券報告書に記載された連結損益計算書において営業利益が５億円を超過している場合にのみ、本新株予約権を行使することができる。なお国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、上記指標に相当する指標で別途参照すべきものを取締役会にて合理的に定めるものとする。

②　新株予約権者は、平成27年１月１日から令和元年12月31日までの間において、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも2,000円を超えた場合にのみ、本新株予約権を行使することができるものとする。

③　新株予約権者は、本新株予約権の割当後、当社及び当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を喪失した場合、当該喪失以降本新株予約権を行使することができない。

④　新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

⑤　本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

3．新株予約権行使の条件に関する事項は以下のとおりであります。

①　新株予約権者は、当社が金融商品取引法に基づき提出した平成28年９月期の有価証券報告書に記載された連結損益計算書において営業利益が13億５千万円を超過している場合にのみ、本新株予約権を行使することができる。なお国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、上記指標に相当する指標で別途参照すべきものを取締役会にて合理的に定めるものとする。

②　新株予約権者は、平成29年１月１日から令和３年12月31日までの間において、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも2,000円を超えた場合にのみ、本新株予約権を行使することができるものとする。

③　新株予約権者は、本新株予約権の割当後、当社及び当社子会社の取締役、従業員の地位を喪失した場合、当該喪失以降本新株予約権を行使することができない。

④　新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

⑤　本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

⑶ 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（令和元年９月30日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	近藤 太香巳	グループ代表
取締役副社長	大前 成平	㈱ネクシィーズ 代表取締役社長
専務取締役	松井 康弘	管理本部長
取締役	藤野 剛志	管理副本部長 ㈱ネクシィーズ・ゼロ 取締役
取締役	佐藤 英也	社長室長 ㈱ディーナ・キレイ研究所 取締役
取締役	佐藤 亨樹	㈱Orchestra Holdings 代表取締役COO
常勤監査役	鴨志田 慎一	
監査役	青木 巌	キャピタル・アドバイザリー㈱ 代表取締役社長 ㈱バルニバービ 社外監査役 エリアリンク㈱ 社外監査役
監査役	佐藤 裕久	㈱バルニバービ 代表取締役社長

（注）１．取締役佐藤 亨樹氏は、社外取締役であります。
２．監査役青木 巌氏及び佐藤 裕久氏は、社外監査役であります。
３．当社は取締役佐藤 亨樹氏及び監査役青木 巌氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 事業年度中に退任した取締役

氏　名	退　任　日	退任事由	担当及び重要な兼職の状況
熊 谷 正 寿	平成30年12月18日	任期満了	GMOインターネット㈱ 代表取締役会長兼社長グループ代表
中 田　宏	令和元年６月24日	辞任	青山学院大学 学長アドバイザー 青山学院大学大学院 国際マネジメント研究科 評議委員 岡山理科大学 客員教授

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は各社外取締役及び各社外監査役との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重過失がないときは100万円または法令が規定する最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする責任限定契約をそれぞれ締結しております。

また、令和元年６月24日をもって社外取締役を辞任いたしました中田 宏氏との間で同様の契約を締結しておりました。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額

区　分	支給人員	支給額
取締役	４名	107百万円
監査役	１名	3百万円
合計	５名	111百万円

（注）１．取締役に対する報酬等の支給額には、使用人兼務取締役の使用人給与相当分7百万円は含まれておりません。

２．当事業年度において社外取締役及び社外監査役に対する報酬の支払はございません。

３．株主総会の決議による取締役の報酬年額は300百万円以内、監査役の報酬年額は30百万円以内です。

⑤　社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等の関係

区　分	氏　名	他の法人等の重要な兼職の状況
取締役	中　田　宏	青山学院大学 学長アドバイザー 青山学院大学大学院 国際マネジメント研究科 評議委員 岡山理科大学 客員教授
取締役	佐　藤　亨　樹	㈱Orchestra Holdings 代表取締役COO
監査役	青　木　巖	キャピタル・アドバイザリー㈱ 代表取締役社長 ㈱バルニバービ 社外監査役 エリアリンク㈱ 社外監査役
監査役	佐　藤　裕　久	㈱バルニバービ 代表取締役社長

（注）　上記法人等と当社との間には重要な取引、その他の関係はありません。

ロ．当事業年度における主要な活動状況

区　分	氏　名	活　動　状　況
取締役	中　田　宏	令和元年６月24日の退任までに開催された取締役会９回のうち５回に出席いたしました。主に行政分野等における幅広い経験に基づき、事業家とは異なる見識から、経営判断や意思決定に必要な発言をしております。
取締役	佐　藤　亨　樹	平成30年12月18日の就任後に開催された取締役会10回のうち10回に出席いたしました。主に経営者としての見地から、経営判断や意思決定に必要な発言をしております。
監査役	青　木　巖	当事業年度に開催された取締役会13回のうち11回に出席し、監査役会３回のうち２回に出席いたしました。主に経営者としての見地から、経営判断や意思決定に必要な発言をしております。
監査役	佐　藤　裕　久	当事業年度に開催された取締役会13回のうち11回に出席し、監査役会３回のうち３回に出席いたしました。主に経営者としての見地から、経営判断や意思決定に必要な発言をしております。

⑷ 会計監査人の状況

① 会計監査人の氏名または名称

EY新日本有限責任監査法人

② 会計監査人の報酬の額

a．当事業年度に係る会計監査人の報酬額	28百万円
b．当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	45百万円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的に区分できないため、a.の金額にはこれらの合計金額を含めて記載しております。

2．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積の算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定方針

当社監査役会が、会社法第340条第１項各号に定める解任事由に該当すると判断した場合、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、監査役会の決議により株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に係る議案の内容を決定いたします。

⑸　業務の適正を確保するための体制及び運用状況

当社は、取締役会において、業務の適正を確保するための体制に関して、次のとおり決議しております。

①　当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及び子会社の取締役及び使用人による法令及び定款の遵守、社会的責任を果たすため、コンプライアンスに係る社内規程を定め、取締役及び使用人に周知徹底を図り、コンプライアンス体制の構築、維持にあたる。

内部監査部門は、当社グループのコンプライアンス体制が有効に機能しているかを定期的に監査し、その結果を取締役会に報告を行う。

②　取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会議事録、取締役会議事録等、取締役の職務の執行に係る文書、その他重要な情報・文書については、文書管理規程に従い、その保存媒体に応じて適切かつ検索性の高い状態で保存及び管理を行う。

③　当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社及び子会社の損失の危険の管理に関する事項について、リスク管理に係る社内規程を定め、個々のリスクについての管理責任者を決定し、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。

また、取締役会の他に、毎月１回開催される経営会議で当社グループのリスクについて適宜に検討、評価を行い、有効な対策を実施できるリスク管理体制の構築及び運用を行う。

④　当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は取締役会を原則毎月１回開催する他、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令、定款及び取締役会規程に定める事項その他重要な事項について意思決定を図る。また、経営方針や経営戦略に関わる重要事項について慎重かつ迅速に執行決定を行うため、事前に取締役によって構成される経営会議において議論及び審議を行う。

子会社は会社の規模に応じて、取締役会を原則毎月１回若しくは少なくとも３か月に１回以上開催することを取締役会規程に定めており、当社は開催状況を定期的に確認する。

当社及び子会社における取締役会の決定に基づく業務執行については、職務権限規程及び職務分掌規程において、それぞれの責任者及びその責任並びに執行手続の詳細について定める。

⑤　当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

関係会社管理規程に基づき、グループ会社の代表取締役社長は、月１回開催される当社経営会議に参加し、円滑な情報交換を行う。

当社はグループ会社における内部統制の実効性を高めるために必要な施策、指導及び支援・助言を行う。また、当社の内部監査部門は当社及びグループ各社の内部監査を定期的に実施し、その結果を当社取締役会並びにグループ各社の社長に報告を行う。

⑥　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役からその職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合、取締役会は監査役と協議のうえ、必要に応じて監査役の職務を補助すべき使用人を配置することとする。

⑦　前号の使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当該使用人の補助すべき期間中における指揮権は監査役に委譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとする。また、当該使用人の報酬及び人事異動は、あらかじめ監査役会と協議する。

⑧　当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制及び監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社及び子会社の取締役及び使用人は、会社に著しい損害や重大な影響を及ぼすおそれのある事実及び取締役の不正行為、法令・定款違反行為を発見したときは、直ちに所属する会社の監査役または当社の監査役に報告を行う。子会社において監査役が報告を受けた場合は、速やかに当社の監査役に報告を行う。

当社は、当該報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わない。

当社及び子会社の取締役及び使用人は、監査役の円滑で効果的な職務執行のため、当社の監査役から経営上の重要事項並びに業務の執行状況について報告を求められた場合は、速やかに適切な報告を行う。

⑨　監査役の職務の執行について生ずる費用の処理の方針その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

　監査役の職務執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続き、その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理は、監査役からの申請に基づき適切に行う。

　その他、監査役は、内部監査部門、会計監査人と、監査役会や別途必要に応じて意見交換や情報交換の場を開催し、効率的かつ有効な職務執行を確保する。

⑩　反社会的勢力排除に向けた体制

　当社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与えるいずれの勢力とも関わりを持たず、不当な要求を受けた場合には、毅然とした姿勢で組織的に対応する。

⑪　業務の適正を確保するための体制の運用状況

　上記に掲げた内部統制システムの施策及び規程に従って、具体的な取り組みを行うとともに、内部統制システムの運用状況について重要な不備がないかモニタリングを常時行っております。併せて、コンプライアンスへの理解を深め、健全な職務執行を行う環境を整備するために、情報セキュリティ、インサイダー取引防止及び財務報告に係る内部統制に関する教育及び研修を実施しております。また、情報セキュリティ対策として国際規格である「ISO／IEC 27001」及び国内規格「JIS Q 27001」の認証を取得しております。

連結貸借対照表

（令和元年９月30日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
【流動資産】	10,674	【流動負債】	4,466
現金及び預金	4,738	買掛金	1,543
受取手形及び売掛金	3,119	短期借入金	730
リース債権	1,926	１年内返済予定の長期借入金	622
商品	249	未払金	444
未収入金	100	未払法人税等	104
前払費用	168	解約調整引当金	291
その他	680	業績連動賞与引当金	328
貸倒引当金	△309	その他	401
【固定資産】	4,200	【固定負債】	2,223
有形固定資産	1,165	長期借入金	2,042
建物	617	リース債務	95
工具、器具及び備品	79	その他	84
建設仮勘定	442	負債合計	6,689
その他	26	純資産の部	
無形固定資産	303	【株主資本】	6,070
のれん	223	資本金	1,189
ソフトウェア	80	資本剰余金	－
投資その他の資産	2,731	利益剰余金	5,902
投資有価証券	591	自己株式	△1,021
敷金及び保証金	503	【その他の包括利益累計額】	△1
繰延税金資産	1,017	その他有価証券評価差額金	△0
その他	710	為替換算調整勘定	△0
貸倒引当金	△92	【新株予約権】	6
		【非支配株主持分】	2,109
資産合計	14,875	純資産合計	8,185
		負債・純資産合計	14,875

（注）　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（自　平成30年10月１日
至　令和元年９月30日）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		18,412
売上原価		9,134
売上総利益		9,277
販売費及び一般管理費		7,213
営業利益		2,064
営業外収益		
受取利息	3	
投資有価証券売却益	168	
その他	9	181
営業外費用		
支払利息	11	
投資有価証券評価損	0	
貸倒引当金繰入額	35	
保険解約損	4	
支払手数料	25	
その他	0	78
経常利益		2,168
特別損失		
固定資産除却損	19	
投資有価証券売却損	9	
投資有価証券評価損	34	
合意解約金	40	
契約精算損	96	
その他	9	211
税金等調整前当期純利益		1,957
法人税、住民税及び事業税	268	
法人税等調整額	△298	△29
当期純利益		1,986
非支配株主に帰属する当期純利益		470
親会社株主に帰属する当期純利益		1,516

（注）　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（自　平成30年10月１日
至　令和元年９月30日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成30年10月１日残高	1,189	330	6,140	△710	6,949
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	0	0			0
剰余金の配当			△449		△449
親会社株主に帰属する当期純利益			1,516		1,516
自己株式の消却			△663	663	－
自己株式の取得				△1,389	△1,389
自己株式の処分			△211	415	204
利益剰余金から資本剰余金への振替		430	△430		－
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△134			△134
連結子会社に対する持分変動に伴う資本剰余金の増減		△627			△627
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	0	△330	△238	△310	△879
令和元年９月30日残高	1,189	－	5,902	△1,021	6,070

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
平成30年10月１日残高	95	△0	95	9	1,516	8,570
連結会計年度中の変動額						
新株の発行						0
剰余金の配当						△449
親会社株主に帰属する当期純利益						1,516
自己株式の消却						－
自己株式の取得						△1,389
自己株式の処分						204
利益剰余金から資本剰余金への振替						－
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動						△134
連結子会社に対する持分変動に伴う資本剰余金の増減						△627
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△96	△0	△96	△2	593	494
連結会計年度中の変動額合計	△96	△0	△96	△2	593	△385
令和元年９月30日残高	△0	△0	△1	6	2,109	8,185

（注）　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

（令和元年９月30日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
【流動資産】	4,928	【流動負債】	3,673
現金及び預金	961	買掛金	2,253
売掛金	3,102	短期借入金	600
未収入金	319	１年内返済予定の長期借入金	562
その他	581	未払金	143
貸倒引当金	△36	未払法人税等	16
【固定資産】	4,224	預り金	9
有形固定資産	567	業績連動賞与引当金	32
建物	61	その他	55
工具、器具及び備品	47	【固定負債】	1,834
建設仮勘定	442	長期借入金	1,827
その他	16	その他	7
無形固定資産	7	負債合計	5,508
ソフトウェア	7	純資産の部	
投資その他の資産	3,650	【株主資本】	3,639
投資有価証券	87	資本金	1,189
関係会社株式	2,233	資本剰余金	1,134
敷金及び保証金	447	資本準備金	1,134
長期前払費用	169	利益剰余金	2,337
保険積立金	322	その他利益剰余金	2,337
繰延税金資産	367	繰越利益剰余金	2,337
その他	29	自己株式	△1,021
貸倒引当金	△7	【評価・換算差額等】	△0
		その他有価証券評価差額金	△0
		【新株予約権】	5
資産合計	9,153	純資産合計	3,645
		負債・純資産合計	9,153

（注）　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（自　平成30年10月１日
至　令和元年９月30日）

（単位：百万円）

科目	金	額
売上高		10,879
売上原価		9,840
売上総利益		1,039
販売費及び一般管理費		731
営業利益		308
営業外収益		
受取利息	4	
受取手数料	2	
投資有価証券売却益	168	
その他	0	176
営業外費用		
支払利息	11	
貸倒引当金繰入額	24	
保険解約損	4	
支払手数料	13	
その他	1	54
経常利益		430
特別損失		
投資有価証券売却損	9	
投資有価証券評価損	17	
関係会社株式評価損	17	44
税引前当期純利益		385
法人税、住民税及び事業税	4	
法人税等調整額	132	137
当期純利益		248

（注）　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（自　平成30年10月１日
至　令和元年９月30日）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
平成30年10月１日残高	1,189	1,134	1,134	3,413	3,413	△710	5,025
事業年度中の変動額							
新株の発行	0	0	0				0
剰余金の配当				△449	△449		△449
当期純利益				248	248		248
自己株式の消却				△663	△663	663	－
自己株式の取得						△1,389	△1,389
自己株式の処分				△211	△211	415	204
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）							
事業年度中の変動額合計	0	0	0	△1,075	△1,075	△310	△1,385
令和元年９月30日残高	1,189	1,134	1,134	2,337	2,337	△1,021	3,639

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
平成30年10月１日残高	95	95	8	5,130
事業年度中の変動額				
新株の発行				0
剰余金の配当				△449
当期純利益				248
自己株式の消却				－
自己株式の取得				△1,389
自己株式の処分				204
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	△96	△96	△2	△98
事業年度中の変動額合計	△96	△96	△2	△1,484
令和元年９月30日残高	△0	△0	5	3,645

（注）　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

令和元年11月20日

株式会社ネクシィーズグループ
　取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　鈴　木　一　宏　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　垂　井　　健　㊞

当監査法人は、会社法第４４４条第４項の規定に基づき、株式会社ネクシィーズグループの平成３０年１０月１日から令和元年９月３０日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ネクシィーズグループ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

令和元年11月20日

株式会社ネクシィーズグループ
　取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　鈴　木　一　宏　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　垂　井　　健　㊞

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ネクシィーズグループの平成３０年１０月１日から令和元年９月３０日までの第３０期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成30年10月１日から令和元年９月30日までの第30期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及び内容

⑴　監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

⑵　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和元年11月28日

株式会社ネクシィーズグループ　監査役会

常勤監査役　鴨志田　慎　一　㊞

監　査　役　青　木　　巌　㊞

監　査　役　佐　藤　裕　久　㊞

（注）　監査役青木 巌、監査役佐藤 裕久は社外監査役であります。

以　上

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金処分の件

剰余金の配当に関する事項

当社は、企業価値の拡大に伴う株主利益の拡大を重要な経営課題として認識しております。そして安定した経営基盤の確立と収益力の強化に努め、健全な財務体質の維持や将来の事業展開に備えるために内部留保の充実を勘案しつつ、株主の皆様をはじめとするステークホルダーに対し、安定的な利益還元を継続することを基本方針としております。

第30期の期末配当につきましては、当期の業績ならびに今後の事業展開を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

⑴　配当財産の種類

金銭といたします。

⑵　配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき金20円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は257,809,580円となります。

⑶　剰余金の配当が効力を生じる日

令和元年12月18日といたしたいと存じます。

第２号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役及び監査役会に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。

なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
第１章　総則	第１章　総則
第１条～第３条　（条文省略）	第１条～第３条　（現行どおり）
（機関の設置） 第４条　当会社は、取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を置く。	（機関の設置） 第４条　当会社は、取締役会、監査等委員会及び会計監査人を置く。
第５条　（条文省略）	第５条　（現行どおり）
第２章　株式	第２章　株式
第６条～第９条　（条文省略）	第６条～第９条　（現行どおり）
（株式取扱規程） 第10条　当会社の株式に関する取扱いは、取締役会の定める株式取扱規程による。	（株式取扱規程） 第10条　当会社の株式に関する取扱い、株主の権利行使の手続き及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役の定める株式取扱規程による。
第11条　（条文省略）	第11条　（現行どおり）
第３章　株主総会	第３章　株主総会
第12条～第18条　（条文省略）	第12条～第18条　（現行どおり）

現行定款	変更案
第４章　取締役及び取締役会	第４章　取締役及び取締役会
（員数） 第19条　当会社に取締役10名以内を置く。	（員数） 第19条　当会社の監査等委員である取締役以外の取締役は10名以内とし、監査等委員である取締役は５名以内とする。
（選任） 第20条　取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 ②　取締役の選任については、累積投票によらないものとする。	（選任） 第20条　取締役の選任は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して株主総会において決議し、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 ②　取締役の選任については、累積投票によらないものとする。
（任期） 第21条　取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 ②　補欠又は増員のため選任された取締役の任期は、他の在任取締役の残任期間と同一とする。 （新設）	（任期） 第21条　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 ②　監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 ③　任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
（代表取締役及び役付取締役） 第22条　取締役会の決議により、当会社を代表すべき取締役若干名を選定する。 ②　取締役会の決議により、取締役社長１名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定する。	（代表取締役及び役付取締役） 第22条　取締役会の決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から当会社を代表すべき取締役若干名を選定する。 ②　取締役会の決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役社長１名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定する。

現行定款	変更案
（取締役会） 第23条　取締役会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。 ② 取締役会招集の通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。 ③ 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。 ④ 取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規程による。	（取締役会） 第23条　取締役会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）がこれに代わる。 ② 取締役会招集の通知は、各取締役に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。 ③ 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。 ④ 取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規程による。
（新設）	（報酬等） 第24条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区分して株主総会の決議をもって定める。
（新設）	（重要な業務執行の決定の委任） 第25条　取締役会は、会社法第399条の13第６項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。
第24条　（条文省略）	第26条　（現行どおり）
第５章　監査役及び監査役会	第５章　監査等委員会
（員数） 第25条　当会社に監査役５名以内を置く。	（削除）
（選任） 第26条　監査役は、株主総会において選任する。	（削除）

現行定款	変更案
② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	
（任期） 第27条 監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 ② 補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間と同一とする。 ③ 会社法第329条第２項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 ④ 前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時を超えることはできない。	（削除）
（常勤監査役） 第28条 監査役会は、監査役の中から常勤監査役若干名を選定する。	（削除）
（監査役会） 第29条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の３日前までに発する。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。 ② 監査役会の運営その他に関する事項については、監査役会の定める監査役会規程による。	（削除）

現行定款	変更案
（責任免除） 第30条　当会社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であったものを含む。）の会社法第423条第１項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。 ②　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。	（削除）
（新設）	（監査等委員会） 第27条　監査等委員会招集の通知は、各監査等委員に対し会日の３日前までに発する。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。 ②　監査等委員会の運営その他に関する事項については、監査等委員会の定める監査等委員会規程による。
第６章　計算	第６章　計算
第31条～第34条　（条文省略）	第28条～第31条　（現行どおり）
（新設）	附則 （監査役の責任免除に関する経過措置） 令和元年12月17日開催の第30期定時株主総会終結前の会社法第423条第１項の行為に関する監査役（監査役であったものを含む。）の責任免除について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として取締役会の決議によって免除することができる。 ②令和元年12月17日開催の第30期定時株主総会終結前の会社法第427条第１項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約については、同定時株主総会の決議による変更前の定款第30条第２項の定めるところによる。

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。このため取締役全員（６名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了により退任となります。つきましては、監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）６名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	近藤（こんどう） 太香巳（たかみ） （昭和42年11月１日）	昭和62年５月　日本電機通信を創業 平成２年２月　当社設立、取締役営業本部長 平成３年２月　当社 代表取締役社長 平成12年11月　株式会社ブランジスタ 取締役（現任） 平成26年12月　当社 代表取締役社長兼グループ代表（現任）	4,553,980株
	［取締役候補者とした理由］ 近藤 太香巳氏につきましては、当社の創業者であり、様々な事業の立ち上げを経験しているほか、幅広い人脈を有しております。また長年培った豊富な事業経験や知見を有していることから、取締役候補者といたしました。		
2	大前（おおまえ） 成平（しげひら） （昭和44年11月30日）	平成８年３月　当社 入社 平成９年１月　当社 取締役営業本部長 平成９年10月　当社 取締役副社長（現任） 平成27年12月　株式会社ネクシィーズ 代表取締役社長（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社ネクシィーズ 代表取締役社長	226,030株
	［取締役候補者とした理由］ 大前 成平氏につきましては、当社で長年、営業統括を中心に経営に携わっております。主要子会社の代表取締役も兼務しており、その豊富な経験と知見から、取締役候補者といたしました。		

<table>
<tr><th>候補者番号</th><th>氏名
（生年月日）</th><th>略歴、当社における地位及び担当
（重要な兼職の状況）</th><th>所有する当社の株式数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">3</td><td>松井（まつい） 康弘（やすひろ）
（昭和33年４月13日）</td><td>平成11年４月　当社 入社、経営企画室長
平成11年10月　当社 管理本部長
平成11年12月　当社 取締役管理本部長
平成12年10月　当社 常務取締役管理本部長
平成15年11月　当社 専務取締役管理本部長（現任）</td><td>111,110株</td></tr>
<tr><td colspan="3">[取締役候補者とした理由]
松井 康弘氏につきましては、当社で管理部門全体の統括を中心に経営に携わっております。証券会社で長年培った金融及び経理財務に関する豊富な知識と経験から、取締役候補者といたしました。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">4</td><td>藤野（ふじの） 剛志（つよし）
（昭和48年12月15日）</td><td>平成８年３月　当社 入社
平成11年６月　当社 西日本営業部長
平成11年12月　当社 取締役
平成21年10月　当社 取締役管理副本部長（現任）
平成28年５月　株式会社ネクシィーズ・ゼロ
代表取締役社長
平成29年12月　株式会社ネクシィーズ･ゼロ 取締役(現任)</td><td>63,920株</td></tr>
<tr><td colspan="3">[取締役候補者とした理由]
藤野 剛志氏につきましては、当社で長年、営業統括や様々な事業の責任者として経営に携わっております。現在は主に管理部門全体の副統括及び主要子会社の取締役として経営に携わっており、その豊富な経験と知見から、取締役候補者といたしました。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">5</td><td>佐藤（さとう） 英也（ひでや）
（昭和49年５月８日）</td><td>平成13年12月　当社 入社
平成19年12月　株式会社Nexyz.VP 取締役
平成20年10月　当社 社長室長
平成25年10月　当社 執行役員社長室長
平成29年10月　株式会社ディーナ・キレイ研究所
取締役（現任）
平成30年12月　当社 取締役社長室長（現任）</td><td>6,030株</td></tr>
<tr><td colspan="3">[取締役候補者とした理由]
佐藤 英也氏につきましては、当社で長年、社長室の統括及びグループ会社の役員を歴任し、新規事業の企画運営やビジネスモデルの構築など、事業責任者として経営に携わっております。その豊富な経験と知見から、取締役候補者といたしました。</td></tr>
</table>

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
6	【社外】 佐藤（さとう） 亨樹（としき） （昭和54年３月１日）	平成14年４月　株式会社大広 入社 平成21年６月　株式会社デジタルアイデンティティ（現株式会社Orchestra Holdings）設立 平成23年２月　株式会社Orchestra Holdings 取締役 平成27年11月　株式会社Orchestra Holdings 取締役COO 平成28年３月　株式会社Orchestra Holdings 代表取締役COO（現任） 平成30年12月　当社 社外取締役（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社Orchestra Holdings 代表取締役COO	―
	［社外取締役候補者とした理由］ 佐藤 亨樹氏につきましては、株式会社Orchestra Holdingsの代表取締役COOとして、企業経営と事業戦略について豊富な経験と知見を有しており、当社取締役会において的確な指導・助言をいただけると考え、社外取締役候補者といたしました。		

（注）１．各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

２．佐藤 亨樹氏は、社外取締役候補者であります。

３．佐藤 亨樹氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって１年となります。

４．当社は、佐藤 亨樹氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
当該限定契約に基づく賠償責任の限度額は100万円又は法令が規定する最低責任限度額のいずれか高い額としており、同氏の再任が承認された場合、同氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。

５．当社は、佐藤 亨樹氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合、引き続き当社は同氏を独立役員に指定して東京証券取引所に届け出る予定であります。

第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役３名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	鴨志田（かもしだ）　慎一（しんいち） （昭和29年10月27日）	昭和52年４月　株式会社全国教育産業協会 （現株式会社ハクビ）入社 平成15年６月　同社 経理部 部長 平成22年12月　当社 常勤監査役（現任）	3,950株
	[監査等委員である取締役候補者とした理由] 鴨志田 慎一氏につきましては、長年培った企業の経理責任者として財務会計に関する様々な知見と経験を有しており、平成22年12月より当社の常勤監査役に就任しております。その豊富な経験から監査を適確に遂行できると判断し、監査等委員である取締役候補者といたしました。		
2	【社外】 青木（あおき）　巖（いわお） （昭和42年９月２日）	平成４年４月　株式会社フジタ入社 平成９年12月　財団法人民間都市開発推進機構出向 平成12年２月　アセット・マネジャーズ株式会社 （現いちご株式会社）設立 平成16年10月　同社 代表取締役 平成21年４月　キャピタル・アドバイザリー株式会社 設立 代表取締役社長（現任） 平成22年12月　当社 社外監査役（現任） （重要な兼職の状況） キャピタル・アドバイザリー株式会社 代表取締役社長 株式会社バルニバービ 社外監査役 エリアリンク株式会社 社外監査役	―
	[監査等委員である社外取締役候補者とした理由] 青木 巖氏につきましては、経営者として幅広く高度な見識と長年の豊富な経験を持ち、社外取締役として経営の監視や適切な助言をいただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
3	【社外】 佐藤（さとう）　裕久（ひろひさ） （昭和36年８月18日）	昭和60年４月　株式会社ヘンスフォース入社 昭和61年７月　株式会社H.R.M 設立　代表取締役就任 平成３年９月　有限会社バルニバービ総合研究所（現株式会社バルニバービ）設立 代表取締役社長　就任（現任） 平成24年12月　当社 社外監査役（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社バルニバービ 代表取締役社長	―
	［監査等委員である社外取締役候補者とした理由］ 佐藤 裕久氏につきましては、経営者として幅広く高度な見識と長年の豊富な経験を持ち、社外取締役として経営の監視や適切な助言をいただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。		

（注）１．各監査等委員である役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

２．青木 巖氏及び佐藤 裕久氏は、社外取締役候補者であります。

３．青木 巖氏の監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって９年となります。

４．佐藤 裕久氏の監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって７年となります。

５．当社は、青木 巖氏及び佐藤 裕久氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該限定契約に基づく賠償責任の限度額は100万円又は法令が規定する最低責任限度額のいずれか高い額としており、両氏の再任が承認された場合、両氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。

６．当社は、青木 巖氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合、引き続き当社は同氏を独立役員に指定して東京証券取引所に届け出る予定であります。

第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬等の額は、平成10年12月28日開催の第９期定時株主総会において、年額300百万円以内（ただし、使用人兼取締役の使用人給与相当分給与及び賞与は含まない。）とご承認いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を定めることとし、その報酬額を、これまでの取締役の報酬額及び昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額300百万円以内に設定し、各取締役に対する具体的金額、支給時期等の決定は、取締役会の決議によることをお願いするものであります。

なお、報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与及び賞与等は含まないものといたします。

現在の取締役は６名（うち社外取締役１名）であり、本議案に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、第２号議案及び第３号議案が原案どおり承認可決されますと、６名（うち社外取締役１名）となります。

なお、本議案は第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第６号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮いたしまして、監査等委員である取締役の報酬額を年額30百万円以内に設定し、各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によることをお願いするものであります。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第２号議案及び第４号議案が原案どおり承認可決されますと、３名となります。

なお、本議案は第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

以上

株主総会会場ご案内図

東京都渋谷区桜丘町20番４号
ネクシィーズスクエアビル　３階　大会議室
電話　（03）5459－7444（当社代表）



（会場への交通機関）
・JR山手線・埼京線、東急東横線、東急田園都市線、東京メトロ銀座線、東京メトロ半蔵門線・副都心線　⇒「渋谷駅」ハチ公口又は南改札より徒歩７分
・京王井の頭線　⇒「渋谷駅」西口改札より徒歩７分
※渋谷駅周辺は大規模整備で新しいまちづくりが進められており工事の状況により経路変更等が発生する場合がございます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

（お知らせ）
・会場にご来客用の駐車場はございません。お車でのご来場はご遠慮ください。
・建物内での飲食、喫煙はできません。

UD FONT
見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。